

健康保険の給付一覧

※提出書類の提出先は、保険者(社会保険事務所等または健康保険組合)です。

病気・けがをしたとき(業務上・通勤災害を除く)

●療養の給付・家族療養費／入院時食事療養費(被扶養者については、家族療養費として給付)

健康保険を扱っている病院・診療所(保険医療機関)に被保険者証を提示すれば、必要な医療をうけられる(処方せんをもらったときは、保険薬局で調剤)。入院時の食事の費用は、標準負担額を除いた部分が入院時食事療養費として現物給付される。被保険者本人は、入院の場合は医療費の2割+標準負担額、通院の場合は医療費の2割+薬剤一部負担金、被扶養者は、入院の場合は医療費の2割+標準負担額、通院の場合は医療費の3割+薬剤一部負担金を負担。

※標準負担額は1日760円(低所得者は軽減)、薬剤一部負担金は薬剤の種類数などに応じて計算。

●特定療養費(被扶養者については、家族療養費として給付)

保険医療機関で選定療養(特別室への入院、200床以上の病院での紹介なしの初診、金合金等を使用した前歯部治療など)をうけたときは基礎的な部分が、特定の大学病院など(特定承認保険医療機関)で高度先進医療をうけたときは一般治療と共通する部分が、特定療養費として現物給付される。患者は上記の療養の給付などと同じ一部負担のほかに特別料金を支払う。

手続 保険医療機関または特定承認保険医療機関の窓口(保険薬局には処方せんを提出)に被保険者証を提示し、標準負担額の軽減措置をうけるとときは「標準負担額減額申請書」を提出し、交付された「標準負担額減額認定証」を保険医療機関または特定承認保険医療機関の窓口(保険薬局には処方せんを提出)に提示。

●訪問看護療養費・家族訪問看護療養費

在宅療養の末期がん患者や難病患者等が、訪問看護ステーションの訪問看護をうけたときは、その費用が(家族)訪問看護療養費として現物給付される。被保険者本人は2割、被扶養者は3割の基本利用料を負担。

手続 訪問看護ステーションに被保険者証を提示するとともに医師が交付した「訪問看護指示書」を提出。

●療養費(被扶養者については、家族療養費として給付)

やむを得ず非保険医にかかったり被保険者証を提示できないとき、国外で医療をうけたときなどは、保険者が承認すれば、標準料金から一部負担相当を除いた額が払いもどされる。

手続 「療養費支給申請書」を提出。

●移送費・家族移送費

必要な医療をうけるため緊急に移送されたときは、保険者が認めた範囲の実費が払いもどされる。

手続 「移送費(家族移送費)支給申請書」に交通費の領収証と医師の意見をうけて提出。

●高額療養費

1人1カ月の自己負担額が医療機関ごとに63,600円をこえたときは、こえた分が請求により払いもどされる(低所得者等の軽減措置、世帯合算・多数該当の特例あり)。

手続 「高額療養費支給申請書」を提出。

●傷病手当金

被保険者本人が療養のため仕事を4日以上休んで給料をうけられないときは、4日目から欠勤1日につき標準報酬日額の6割が1年6カ月の範囲でうけられる。

手続 「傷病手当金請求書」に、給料支払い有無の事業主証明と医師の意見をうけて提出。

お産をしたとき

● 出産育児一時金・配偶者出産育児一時金

妊娠4カ月（85日）以上で分べんしたときは、1児ごとに300,000円がうけられる。

手続 「出産育児一時金（配偶者出産育児一時金）請求書」に医師等または市（区）町村長の証明をうけて提出。

● 出産手当金

被保険者本人がお産で仕事を休み給料をうけられないときは、分べん（予定）日以前42日（多胎妊娠は98日）から分べん日後56日までの期間、欠勤1日につき標準報酬日額の6割がうけられる。

手続 「出産手当金請求書」に、給料支払い有無の事業主証明と医師等の意見・証明をうけて提出。

※出産育児一時金（配偶者出産育児一時金）・出産手当金に関する医師等の証明書や意見書は有料です。

死亡したとき（業務上・通勤災害を除く）

● 埋葬料（費）・家族埋葬料

被保険者本人が死亡したときは、故人の標準報酬月額のうち1カ月分（最低100,000円）が支給される。被扶養者が死亡したときは、100,000円が支給される。

手続 「埋葬料（費）（家族埋葬料）請求書」に事業主等の証明をうけて提出。

退職したあと（被保険者期間が継続して1年以上ある人が資格を失ったとき）

● 継続療養の給付

健康保険でうけていた病気・けがについては、被保険者本人も被扶養者も初診の日から5年間ひき続き医療（入院時食事療養費、特定療養費、訪問看護療養費、療養費、移送費などを含む）をうけられる。ただし、老人医療の対象者となった場合を除く。

手続 資格喪失後10日以内に「継続療養受給届」に医師の証明をうけて提出し、交付された「継続療養証明書」を保険医療機関または特定承認保険医療機関に提示。

● 傷病手当金・出産手当金

傷病手当金・出産手当金をうけている（条件を満たしている）ときは、期間満了までうけられる。

手続 在職中と同じ（事業主証明は不要）。

● 出産育児一時金・出産手当金

資格喪失後6カ月以内にお産をしたときは、出産育児一時金・出産手当金をうけられる。

手続 在職中と同じ（事業主証明は不要）。

● 埋葬料（費）（被保険者期間が継続して1年以上なくてもよい）

資格喪失後3カ月以内、継続療養の給付・傷病手当金・出産手当金をうけている間、またはうけなくなって3カ月以内に死亡したときうけられる。

手続 在職中と同じ。

※健康保険の給付をうける権利は、2年間の時効で消滅します。